

日立市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用
者負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日立市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和 8 年 3 月 4 日提出

日立市長 小 川 春 樹

(提案説明)

市が行う乳児等通園支援事業の利用者負担額を定める等のため、本条例を制定するものであります。

日立市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用
者負担に関する条例の一部を改正する条例

日立市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例（平成27年条例第3号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

日立市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに
特定乳児等通園支援事業の利用者負担に関する条例

第1条中「特定地域型保育事業」の次に「並びに特定乳児等通園支援事業」を加える。

第5条中「第8条」を「第11条」に改める。

第11条を第14条とし、第10条を第13条とし、第9条を第12条とする。

第8条中「保育料」の次に「、乳児等通園支援利用料」を加え、同条を第11条とする。

第7条第1項第2号中「220円」を「300円」に改め、同条を第10条とする。

第6条を第9条とし、第5条の次に次の3条を加える。

（乳児等通園支援利用料）

第6条 市が設置する乳児等通園支援事業所が行う特定乳児等通園支援（法第30条の21第1項に基づき行う特例乳児等支援給付に係る支援を含む。以下同じ。）の利用料（以下「乳児等通園支援利用料」という。）の額は、子ども1人1時間当たり300円を限度として規則で定める額とする。

(乳児等通園支援利用料の徴収)

第7条 市が設置する乳児等通園支援事業所が特定乳児等通園支援を提供したときは、当該特定乳児等通園支援を受けた子どもの乳児等支援給付認定保護者から、乳児等通園支援利用料を徴収する。

(乳児等通園支援利用料の納付)

第8条 市が設置する乳児等通園支援事業所から特定乳児等通園支援を受けた子どもの乳児等支援給付認定保護者は、乳児等通園支援利用料を特定乳児等通園支援を受けた月の翌月末日までに納付しなければならない。

附則第4項中「第8条及び第9条」を「第11条及び第12条」に改める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

参 考

改 正 要 旨

- 1 市が行う乳児等通園支援事業の利用料について、1時間当たり300円を限度として規則で定める額とすることとした。
- 2 市が行う一時預かり事業を、その施設に在籍しない子どもが利用する場合の利用料について、1時間当たり300円（現行1時間当たり220円）を限度として規則で定める額に改めることとした。
- 3 条例の題名を「日立市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定乳児等通園支援事業の利用者負担に関する条例」に改めることとした。

日立市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を
定める条例の一部を改正する条例の制定について

日立市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例
の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和 8 年 3 月 4 日提出

日立市長 小 川 春 樹

(提案説明)

乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める府令の改正
に伴い、関係規定を改めるため、本条例を制定するものであります。

日立市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を
定める条例の一部を改正する条例

日立市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例
(令和7年条例第25号)の一部を次のように改正する。

第9条の見出し中「条件」を「要件」に改める。

第16条第6号を次のとおり改める。

(6) 利用定員

第16条第7号中「、終了」を「及び終了」に、「及び利用に」を
「その他の利用に」に改める。

第20条第3項中「に係る利用定員」の次に「(子ども・子育て支援
法(平成24年法律第65号)第27条第1項又は第29条第1項の確
認において定める利用定員をいう。)」を加える。

第26条後段を削る。

第27条中「職員」を「乳児等通園支援事業所の職員」に、「規定に
おいて書面」を「規定において書面等」に、「書面に代えて」を「当該
書面等に代えて」に、「書面に係る」を「書面等に係る」に改める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

参 考

改 正 要 旨

- 1 乳児等通園支援事業所ごとに定める重要事項に関する規程のうち、利用定員について、「乳児、幼児の区分ごとに利用定員を設定する形式」から「利用可能な子どもの総数を設定する形式」に改めることとした。

※ 乳児

出生の日から6か月を経過した者であって、満1歳に満たない者

※ 幼児

満1歳から満3歳未満の者